

仕 様 書

1. 委託業務名

令和元年度戦略的芸術文化創造推進事業「生活文化振興等推進事業」企画・運營業務

2. 事業の趣旨

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、「スポーツの祭典」であると同時に「文化の祭典」である。「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」においても、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を我が国の文化財や伝統等の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会ととらえている。

本事業は、この機会を活かし、2020年以降へレガシーを創出するため、国が文化芸術の振興における課題を示し、それを解決するための取組を公募，実施することにより、我が国の文化芸術の水準向上と鑑賞機会の充実を図るとともに、文化による国家ブランドの構築と社会的・経済的価値の創出に貢献することを目的とする。

生活文化及び国民娯楽（以下、生活文化等という。）については、我が国の歴史と伝統に基盤を置く重要な分野であり、これまで関係団体及び関係者の自助努力により継承されてきた。しかし、近年の経済・社会的情勢の変化による従事人口の減少等が生じており、生活文化等によるインバウンド等を対象とした「本物」の体験や生活文化等と異業種との連携による展示など従来とは異なるアプローチにより新たな需要を創出し、「各分野の活性化」「生活文化等の魅力向上」「後継者の確保」等を図ることが必要である。

本件では、上記を目的とした企画・運營業務の公募を行う。

※文化芸術基本法（抜粋）

第十二条 国は、生活文化（茶道，華道，書道，食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁，将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

3. 委託業務の概要

本委託業務は、生活文化等の広範性や重層性などの特徴や歴史についてより深く知るとともに、他の文化芸術との関わりへの新たな気づきを促すなど、生活文化の振興及び国民娯楽の普及を一層推進するために、生活文化等の体験などの取組を実施するものである。

4. 委託業務の範囲

受託者は、本委託業務に係る下記の業務を行うものとする。

- (1) 本事業の運営準備に係る業務
- (2) 本事業の開催に係る業務
- (3) 本事業の周知等に係る業務
- (4) その他、必要とされる業務

5. 業務内容の詳細

(1) 本事業の運営準備に係る業務

- ① 本委託業務の運営に係るスケジュール・経費の管理及び事業の実施記録作成、報告等の実務を行うための業務体制を整備すること。
- ② 本委託業務に関する渉外窓口及び広報を実施すること。

(2) 本事業の開催に係る業務

① 本事業の開催に係る企画立案

以下の内容を踏まえた取組を企画すること。企画内容や実施方法に独自の工夫がある等、より効果が期待できるような創意工夫があることが望ましい。

- 来場者が生活文化等の新たな魅力を発見し、生活文化等の新たな価値を創造する等の効果が期待される取組であること。
- 生活文化等のうち、食文化を中心とした取組とすること。また、その歴史や他の文化芸術との関わり等を含めたものとする。
- 体験のみで構成される取組ではなく、来場者が様々な企画を通じて生活文化等を学べる取組とすること。
- 開催地、開催期間も含めて提案すること。なお、会場数や期間の制限は設けないため、企画内容に応じて設定すること。
- 企画に際して、対象者を限定することも可能とするが、その場合はコンセプトを明確にすること。
- 生活文化等の背景や課題等を踏まえた、戦略的な取組であること。
- 物産展や飲食のみの取組、販売促進や宣伝などを目的とした取組は認めない。
(ただし、体験等による試食程度は可能とする)
- 物販や飲食に関する取組についての提案も可能とするが、当該取組にかかる経費の計上は不可とする。
- 実施に際しては衛生面等必要な手続きを行い、来場者やスタッフ等の安全管理を確保できる体制とすること。
- その他、以下の内容も踏まえた取組が望ましい。
 - ・開催地の特色を活かした取組

- ・『平成 29 年度生活文化等実態把握調査事業』『平成 30 年度生活文化調査研究事業』（いずれも文化庁）の調査結果を踏まえた取組（※）
- ・産学官と積極的に連携した取組
- ・生活文化等の従事者が恒常的に活躍できる新たな機会の創出が見込まれる取組

② 本事業の運営

当日の運営（事前の会場設営及び事後の撤去等を含む）については、事前に連絡体制、対応に係る必要な準備を行うこと。来場者対応等必要な人員を配置すること。

③ アンケート等の実施による効果検証

来場者等に対して、アンケート調査の実施や来場者数等の把握等により、事業の実施効果や生活文化の振興や国民娯楽の普及に向けた、さらなる課題や取組の方向性等について検証を行うこと。

とりまとめた結果は、委託業務成果報告書にて文化庁に報告すること。なお、上記以外の方法によって、独自の工夫等により効果検証を行うことが可能な場合は、併せて実施すること。

アンケート調査の調査項目については、以下を含め、必要に応じて項目を追加すること。

○調査項目

- ・来場者の属性（性別／年齢／居住地等）
- ・来場目的，来場動機
- ・「生活文化等」への関心度，認知度
- ・本事業に対する意見 等

(※)

『平成 29 年度生活文化等実態把握調査事業』調査結果報告書

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunkato_jitai/index.html

『平成 30 年度生活文化調査研究事業』調査結果報告書

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html

(3) 本事業の周知等に係る業務

① 本事業の開催に関する広報・宣伝活動

本事業を広く周知するための広報・宣伝活動を実施すること。作成した広報物，掲載記事は随時，文化庁に提出すること。

② 写真・映像等の記録

本事業の概観、会場風景等について写真や動画などの記録を撮影すること。

なお、文化庁から提供依頼を受けた際は、協力すること。

(4) その他、必要とされる業務

事業完了後は、本事業の企画内容や実施状況等の記録及び報告をまとめ、委託業務成果報告書として、文化庁へ提出すること。また、報告書の提出後に受託者の責任による誤りが判明した場合には、受託者が修正するものとする。

提出先や部数等については、下記の通りとする。

○提出部数 2部

○提出先

〒605-8505

京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3

文化庁 地域文化創生本部 暮らしの文化・アートグループ

6. 業務期間

委託契約締結日から業務が完了した日又は令和2年3月31日のいずれか早い日までとする。

7. 委託業務遂行上の留意点

- (1) 委託契約締結後でなければ事業に着手することができないため、事業開始日には十分に留意すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、文化庁と綿密な打合せを行い、打合せの都度、記録を作成するとともに、文化庁からの要請に応じ、適宜進捗状況の報告を行うこと。
- (3) 本委託業務の実施にあたり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 文化庁からの委託費の支払にあたっては、証憑書類の提出を求めることから、厳格な経理処理を行える体制を構築すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、文化庁と十分な協議の上、決定するものとする。